



産業廃棄物処理計画書

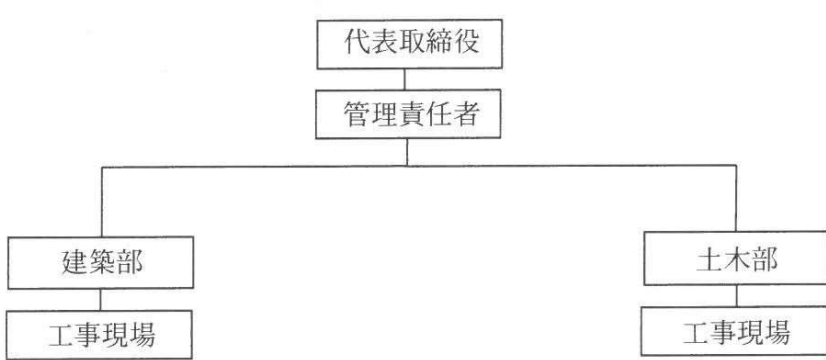
令和 5 年 6 月 9 日

都道府県知事
(市長) 埼玉県知事 殿

提出者 〒373-0852
住 所 群馬県太田市新井町515-8
氏 名 守屋建設株式会社
代表取締役 守屋 光浩
電話番号 (0276) 46-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	守屋建設株式会社
事業場の所在地	群馬県太田市新井町515-8
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 (総合建設業)
②事業の規模	売上高 25.3億
③従業員数	43名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【工事現場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物処理委託契約締結 (収集運搬業者・処分業者) ②収集袋・コンテナ等の設置 (分別収集の励行) ③建設現場にて産業廃棄物の発生時、廃棄物処理業者への委託 (マニフェストの交付・管理)、処理状況の確認 <p>【本社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託契約書及びマニフェストの原本の管理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
 <pre>graph TD; A[代表取締役] --> B[管理責任者]; B --> C[建築部]; B --> D[土木部]; C --> E[工事現場]; D --> F[工事現場];</pre>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	6150.154 t
	(これまでに実施した取組) ・各現場において品目別にコンテナを設置し、施工業者へ周知徹底することにより廃棄物の分別収集に努める。 ・再資源化処理業者への委託。 ・大型解体工事の受注により産業廃棄物委託量が増した。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	1000 t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度の取組を継続して行う。 ・解体工事を行った場合には、再資源化が適切に行われる様指導、確認する。 ・発注ミス、手戻作業等で不要な産業廃棄物の発生が無い様努める。 ・前年度並みの解体工事の受注は見込まれないため、一般建築・土木工事での排出量を今年度の目標値とする。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場ごとに収集袋、コンテナ等の設置を行い、廃棄物の分別収集の徹底に努める。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別収集を徹底することにより、混合廃棄物の発生抑制に努める。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	6150.154 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.204 t	t
	再生利用業者への処理委託量	6110.299 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・現場ごとに処理業者を選定し、委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	1000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	700 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を優先的に採用する。 ・再資源化が容易に進む様一層分別収集に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙9)

【前年度（令和4年度）実施及び今年度（令和5年度）目標】		
産業廃棄物の種類	排出量(t)〈令和4年度〉	目標(t)〈令和5年度〉
がれき類	5762.000	800.000
ガラス・陶磁器くず	2.500	5.000
廃プラスチック類	15.495	20.000
金属くず	1.243	20.000
混合（安定型のみ）	0	15.000
紙くず	1.160	5.000
木くず	340.796	100.000
繊維くず	0.740	2.000
廃石膏ボード	5.100	32.000
混合（管理型含む）	0	
廃油	0	
石綿含有廃棄物	0	
建設汚泥	0	
燃えがら	21.12	1.000
合計	6150.154	1000.000